

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 規 則

○産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○宮城県高等看護学校学則の一部を改正する規則

### 告 示

○産業廃棄物処理施設の変更の許可申請

○救急医療機関の認定

○令和2年度ブルセラ病及び結核病の検査の実施

○令和2年度ヨーネ病の検査の実施

○令和2年度アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラ

○令和2年度伝達性海綿状脳症の検査の実施

○令和2年度豚熱の検査の実施

○令和2年度オースキー病の検査の実施

○令和2年度高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの検査の実施

○令和2年度家きんサルモネラ感染症の検査の実施

○令和2年度牛カンピロバクター症、トリコモナス病、馬バラチフス、豚

○令和2年度腐蛆病の検査の実施

○宮城県防除実施基準の変更

○宮城県防除実施基準の変更

○宮城県防除実施基準の変更

○宮城県防除実施基準の変更

○宮城県防除実施基準の変更

(循環型社会推進課)

(医療人材対策室)

(循環型社会推進課)

(医療政策課)

(畜産課)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

(同)

ページ

○高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更

○保安林の指定の解除の予定

○保安林の指定の予定

○道路の区域変更

○道路の供用開始

○都市計画事業の事業計画変更の認可(二件)

### 選挙管理委員会

○政治団体の収支報告書の要旨の訂正(平成三十年分)

### 監査委員

○行政監査の結果の公表

### 公安委員会

○宮城県警察組織規則の一部を改正する規則

### 収用委員会

○県道山下停車場線2号事件審理の開催

## 規 則

産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十三号

産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例施行規則(平成十八年宮城県規則第三十七号)の一部を

次のように改正する。

第三条第二項中「日本工業規格K〇一〇二(一九九八)」を「日本産業規格K〇一〇二(二〇一九)」

に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮城県高等看護学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

(同)

(同)

(同)

(道路課)

(同)

(都市計画課)

八

八

八

八

二

二

二

二

三

三

三

三

四

四

四

四

五

五

五

六

六

六

○宮城県規則第十四号

宮城県高等看護学校学則の一部を改正する規則

宮城県高等看護学校学則（昭和四十四年宮城県規則第六号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「学 則」を「学 則」を削る。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第四百四十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「法」という。）第十五条の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

令和二年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 MKエコプラント株式会社

2 所在地 宮城県仙台市青葉区一番町二丁目五番十七号

3 代表者の氏名 丸山 長裕

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県黒川郡大郷町川内字中塚山一―三十三

三 産業廃棄物処理施設の種類

木くず又はがれき類の破砕施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令

第三百号）第七条第八号の二）

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

木くず

五 申請年月日

令和二年二月十三日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）

2 縦覧期間 令和二年三月六日から令和二年四月六日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 令和二年四月二十日

2 提出場所 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第五百五十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和二年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
栗原市立若柳病院	栗原市若柳字川北原畑二十番地四	令和二年三月一日	令和五年二月二十八日

○宮城県告示第五百五十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和二年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

ブルセラ病及び結核病の発生子防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

- 2 共同牧野等に放牧する牛
- 3 その他知事が必要と認める牛

四 実施の期日  
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法

○宮城県告示第百五十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和二年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

ヨ―ネ病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、蔵王町、名取市、松島町、富谷市、涌谷町、栗原市（旧築館町及び旧金成町の区域）、登米市（旧中田町の区域）又は石巻市（旧石巻市及び旧河北町の区域）で飼育しているもの（生後二十四月未満のものを除く。）

2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛で、角田市、大郷町、大崎市（旧鹿島台町及び旧涌谷町の区域）、栗原市（旧高清水町、旧一迫町及び旧志波姫町の区域）、登米市（旧登米町、旧米山町及び旧南三陸町の区域）又は石巻市（旧桃生町及び旧牡鹿町の区域）で飼育しているもの（生後二十四月未満のものを除く。）

3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

4 1の牛と同一施設内で繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛（生後二十四月未満のものを除く。）

5 共同牧野等に放牧する牛

6 その他知事が必要と認める牛

四 実施の期日

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法  
家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法

○宮城県告示第百五十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和二年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める牛

四 実施の期日

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

血清学的検査

○宮城県告示第百五十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜（死体）の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和二年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

伝達性海綿状脳症の発生状況の把握

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜（死体）の種類及び範囲  
 次に掲げる家畜（死体）。ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成十四年農林水産省令第五十八号）第四条の規定に該当する場合を除く。

- 1 特定臨床症状を示す全月齢の死亡牛
- 2 生前に歩行困難、起立不能等であった四十八カ月齢以上の死亡牛
- 3 1及び2以外の九十六カ月齢以上の死亡牛

四 実施の期日

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法

○宮城県告示第百五十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和二年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

豚熱の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げるもののうち家畜保健衛生所長が必要と認める豚

- 1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌豚
- 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄豚
- 3 肥育の用に供し、又は供する目的で飼育している豚

四 実施の期日

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和二年二月五日農林水産大臣公表）に規定する方法

○宮城県告示第百五十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和二年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

オースキー病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げるものうち家畜保健衛生所長が必要と認める豚

- 1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌豚
- 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄豚
- 3 1又は2の豚と同一施設内で飼育している豚

四 実施の期日

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

血清学的検査

○宮城県告示第百五十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和二年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家さん（飼養羽数が百羽以上（たちょうは十羽以上）の農場において飼育されているものに限る。）

のうち家畜保健衛生所長が必要と認めるもの  
四 実施の期日

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成二十七年九月九日農林水産大臣公表）に規定する方法

○宮城県告示第百五十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和二年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

家きんサルモネラ感染症の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める種鶏

四 実施の期日

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

血清学的検査

○宮城県告示第百五十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和二年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

牛カンピロバクター症、トリコモナス病、馬バラチフス及び豚ブルセラ病の発生予防  
二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げる牛、馬及び豚

1 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）で定める種畜

2 その他知事が必要と認める牛、馬及び豚

四 実施の期日

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一、病性鑑定指針（平成二十七年三月十三日付け二十六消安第四千六百八十六号農林水産省消費・安全局長通知）及び種畜検査執務要領（平成十三年四月十六日付け十三独家七第二百十七号独立行政法人家畜改良センター理事長通知）に規定する方法

○宮城県告示第百六十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和二年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

腐蝕病（カサカサ病）の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

蜜蜂（転飼及び定飼蜂群）のうち家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

四 実施の期日

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

○宮城県告示第百六十一号

臨床検査及び細菌検査  
県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の第三項の規定により公告する。

令和二年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事を完了年月日
沼倉	ため池等整備事業	令和元年十一月二十五日
芋塚	農山漁村地域整備交付金（農地整備事業）	令和元年十二月二十五日
王沢	区画整理事業	令和元年十二月二十五日

○宮城県告示第百六十二号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第七条の第三項の規定により策定した宮城県防除実施基準を変更したので、同条第四項の規定により、宮城県庁（水産林政部森林整備課）、大河原地方振興事務所、仙台地方振興事務所、北部地方振興事務所、北部地方振興事務所栗原地域事務所、東部地方振興事務所、東部地方振興事務所登米地域事務所及び気仙沼地方振興事務所においてこれを公表する。

令和二年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第百六十三号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第七条の五第一項の規定により指定した高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を変更したので、同条第四項において準用する同法第七条の三四項の規定により、宮城県庁（水産林政部森林整備課）、大河原地方振興事務所、仙台地方振興事務所、北部地方振興事務所、北部地方振興事務所栗原地域事務所、東部地方振興事務所、東部地方振興事務所登米地域事務所及び気仙沼地方振興事務所においてこれを公表する。

令和二年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安

林の指定を解除する予定である。

令和二年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除予定保安林の所在場所  
本吉郡南三陸町歌津字石浜八九の七
- 二 保安林として指定された目的  
名所又は旧跡の風致の保存
- 三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和二年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 保安林予定森林の所在場所  
牡鹿郡女川町女川浜字大原一六八（次の図に示す部分に限る。）
- 二 指定の目的  
水源の涵養
- 三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び女川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年三月六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三四六号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	
登米市東和町錦織字堀の内三六番三地先から	同市東和町錦織字東大谷野三九番地先まで	前 一三・二丁 一二五・〇	後 一三・二丁 五七・〇
		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
		一、九二五・〇	一、九二五・〇

○宮城県告示第百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年三月六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三四六号	登米市東和町錦織字芝山三九番一、二地先から同市東和町錦織字東大谷野三九番地先まで	令和二年三月七日午後三時

○宮城県告示第百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和二年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 施行者の名称  
気仙沼市

二 都市計画事業の種類及び名称

- 1 種類

気仙沼都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

- 2 名称

赤岩港地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

三 事業施行期間

「平成二十五年四月五日から平成三十二年三月三十一日まで」を「平成二十五年四月五日から令和二年十二月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

- 1 収用の部分

変更なし

- 2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和二年三月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 施行者の名称  
気仙沼市

二 都市計画事業の種類及び名称

- 1 種類

気仙沼都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

- 2 名称

朝日町地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

三 事業施行期間

「平成二十八年三月一日から平成三十二年三月三十一日まで」を「平成二十八年三月一日から令和二年九月三十日まで」に変更する。

四 事業地

- 1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分  
変更なし

### 選挙管理委員会

○宮城管告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があつた平成三十年分収支報告書について、令和元年宮城管告示第百五十二号の一部を次のとおり改める。

令和二年三月六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

わたなへ拓後援会の平成三十年分収支報告書の要旨の

2 支出総額中		
「2 支出総額」	2,101,881」	や「2 支出総額 2,151,881」
4 支出の内訳中		
「経常経費	983,914」	や「経常経費 1,033,914」
「事務所費	826,826」	や「事務所費 876,826」

### 監査委員

○宮城県監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき実施した「学校徴収金について」に係る監査結果を別冊のとおり公表する。

令和2年3月6日

宮城県監査委員	本	木	忠	一
宮城県監査委員	大	田	稔	郎
宮城県監査委員	石	森	建	二
宮城県監査委員	成	田	由	加

### 公安委員会

○宮城県公安委員会規則第1号

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月6日

宮城県公安委員会委員長 庭野 賀津子

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則

宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																															
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 課長等 第17条第1項の規定により置く各課長、上席監察官、監察官、機動捜ら隊長、鉄道警察隊長、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び機動隊長、同条第2項の規定により置く総合企画室長並びに同条第6項の規定により置く課長、監察官及び科学捜査研究所長をいう。</p> <p>(11) 署長 警察署長をいう。</p> <p>(12) 一般職員 法第55条第1項の規定により県警察に置かれる職員のうち、警察官以外の職員をいう。</p> <p>(課等の設置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 警察本部の次表左欄に掲げる課等に、当該右欄に掲げる組織を置く。</p> <table border="1"> <tr> <th>課 等</th> <th>組</th> <th>織</th> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警 務 課</td> <td>宮城県警察総合企画室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮城県警察犯罪被害者支援室</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監 察 課</td> <td>宮城県警察訟務室</td> <td></td> </tr> </table>	課 等	組	織		(略)		警 務 課	宮城県警察総合企画室		宮城県警察犯罪被害者支援室			(略)		監 察 課	宮城県警察訟務室		<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 署長 警察署長をいう。</p> <p>(11) 一般職員 法第55条第1項の規定により県警察に置かれる職員のうち、警察官以外の職員をいう。</p> <p>(課等の設置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 警察本部の次表左欄に掲げる課等に、当該右欄に掲げる組織を置く。</p> <table border="1"> <tr> <th>課 等</th> <th>組</th> <th>織</th> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警 務 課</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮城県警察犯罪被害者支援室</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	課 等	組	織		(略)		警 務 課			宮城県警察犯罪被害者支援室			(略)	
課 等	組	織																														
	(略)																															
警 務 課	宮城県警察総合企画室																															
	宮城県警察犯罪被害者支援室																															
	(略)																															
監 察 課	宮城県警察訟務室																															
課 等	組	織																														
	(略)																															
警 務 課																																
	宮城県警察犯罪被害者支援室																															
	(略)																															



<p>(略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第3条の2・第4条 (略)</p> <p>(総務部の課等の所掌事務)</p> <p>第5条 総務部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1) 所管行政に関する総合調整に関すること</p> <p>_____。</p> <p>_____。</p> <p>_____。</p> <p>(2) 宮城県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の庶務に関すること。</p> <p>(3) 機密に関すること。</p> <p>(4) 公印の管守に関すること。</p> <p>(5) 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。</p> <p>(6) 条例案、規則案その他公文書類の審査に関すること。</p> <p>(7) 情報の公開に関すること。</p> <p>(8) 個人情報保護に関すること。</p> <p>(9) 宮城県議会との連絡に関すること。</p> <p>(10) 公安委員会の権限に属する事務の補佐に関する事務の連絡調整に関すること。</p> <p>(11) 法第79条の規定に基づく苦情の申出の公安委員会への報告及び事務手続の補佐に関すること。</p> <p>(12) 警察職員の応援要請及び派遣に関すること。</p> <p>(13) 被疑者の取調べへの適正を確保するための監督の措置に関すること。</p> <p>(14) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課等の所掌に属しないこと。</p> <p>(15) 公安委員会補佐室及び取調べ監督室の運営に関すること。</p> <p>会計課 (略)</p> <p>整備施設課</p>	<p>(略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第3条の2・第4条 (略)</p> <p>(総務部の課等の所掌事務)</p> <p>第5条 総務部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1) 所管行政に関する総合調整に関すること(表備施設課、情報管理課及び警務課の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(2) 所管行政に関する企画及び立案に関すること(警察運営の大綱方針に係るものに限る。)</p> <p>(3) 宮城県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の庶務に関すること。</p> <p>(4) 機密に関すること。</p> <p>(5) 公印の管守に関すること。</p> <p>(6) 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。</p> <p>(7) 条例案、規則案その他公文書類の審査に関すること。</p> <p>(8) 情報の公開に関すること。</p> <p>(9) 個人情報保護に関すること。</p> <p>(10) 宮城県議会との連絡に関すること。</p> <p>(11) 公安委員会の権限に属する事務の補佐に関する事務の連絡調整に関すること。</p> <p>(12) 法第79条の規定に基づく苦情の申出の公安委員会への報告及び事務手続の補佐に関すること。</p> <p>(13) 警察職員の応援要請及び派遣に関すること。</p> <p>(14) 警察署協議会に関すること。</p> <p>(15) 被疑者の取調べへの適正を確保するための監督の措置に関すること。</p> <p>(16) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課等の所掌に属しないこと。</p> <p>(17) 公安委員会補佐室及び取調べ監督室の運営に関すること。</p> <p>会計課 (略)</p> <p>整備施設課</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>_____。</p> <p>_____。</p> <p>_____。</p> <p>(3) 警察統計(犯罪統計を除く。)に関すること。</p> <p>(4) 照会センターの運営に関すること。</p> <p>(5) 留置管理課(略)</p> <p>(警務部の課等の所掌事務)</p> <p>第5条の2 警務部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>警務課</p> <p>_____。</p> <p>_____。</p> <p>_____。</p> <p>(1) 所管行政に関する企画及び立案に関すること</p> <p>(2) 部の事務の総合調整に関すること。</p> <p>(3) 警察職員の人事に関すること。</p> <p>(4) 警察職員の退職管理に関すること。</p> <p>(5) 警察職員の募集及び試験に関すること。</p> <p>(6) 県警察の組織及び警察職員の定員に関すること。</p> <p>(7) 警察職員の勤務制度に関すること。</p> <p>(8) 警察職員の非常招集に関すること。</p> <p>(9) 国際関係事務のうち他の課等の所掌に属しないものの企画及び立案並びに調整に関すること。</p> <p>(10) 警察職員の給与に関すること。</p> <p>(11) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 所管行政に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること(警察施設のセキュリティの確保に係るものに限る。)</p> <p>(4) 庁舎等の宮繕に関すること。</p> <p>(5) 財産の管理及び処分に関すること。</p> <p>(6) 自動車整備工場の運営に関すること。</p> <p>広報相談課 (略)</p> <p>情報管理課</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>_____。</p> <p>_____。</p> <p>_____。</p> <p>(3) 所管行政に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること(先端技術の導入に係るものに限る。)</p> <p>(4) 警察統計(犯罪統計を除く。)に関すること。</p> <p>(5) 照会センターの運営に関すること。</p> <p>(6) 留置管理課(略)</p> <p>(警務部の課等の所掌事務)</p> <p>第5条の2 警務部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>警務課</p> <p>(1) 所管行政に関する総合調整に関すること(警察運営の重要施策の企画及び立案に係るものに限る。)</p> <p>(2) 所管行政に関する企画及び立案に関すること(総務課、整備施設課及び情報管理課の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(3) 部の事務の総合調整に関すること。</p> <p>(4) 警察職員の人事に関すること。</p> <p>(5) 警察職員の退職管理に関すること。</p> <p>(6) 警察職員の募集及び試験に関すること。</p> <p>(7) 県警察の組織及び警察職員の定員に関すること。</p> <p>(8) 警察職員の勤務制度に関すること。</p> <p>(9) 警察職員の非常招集に関すること。</p> <p>(10) 国際関係事務のうち他の課等の所掌に属しないものの企画及び立案並びに調整に関すること。</p> <p>(11) 警察職員の給与に関すること。</p> <p>(12) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。</p>
--	--	--	---



課 等	管 理 官	不在又は事故あるときは、その職務を代理する。ただし、部長等から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、部長等を補佐する。	警視
捜査第二課	特別捜査指導官	(略)	
(略)			
(略)		課長等の命を受け、課等の事務を分掌し、課長等を補佐するほか、課長等が不在又は事故あるときは、その職務を代理する。	
課 等	次 副 隊 長		
課 等	課長補佐 隊長補佐 所長補佐	課長等の命を受け、課等の事務を整理し、課長等を補佐する。	警部

課 等	管 理 官	不在又は事故あるときは、その職務を代理する。ただし、部長等から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、部長等を補佐する。	警視
捜査第二課	特別捜査指導官	(略)	
捜査第三課	盗犯捜査指導官	捜査第三課長の命を受け、窃盗犯の捜査に関する事務を掌理し、捜査第三課長を補佐する。ただし、刑事部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、刑事部長を補佐する。	
(略)			
(略)		上司の命を受け、課等の事務を分掌し、上司を補佐するほか、上司が不在又は事故あるときは、その職務を代理する。	
課 等	次 副 隊 長		
課 等	課長補佐 隊長補佐 所長補佐	上司の命を受け、課等の事務を整理し、上司を補佐する。	警部

捜査第三課長	捜査第三課長	捜査第三課長の命を受け、組織的窃盗犯の捜査に関する事務を掌理し、捜査第三課長を補佐する。
捜査第三課	組織窃盗対策官	
(略)		

捜査第三課長	捜査第三課長	捜査第三課長の命を受け、組織的窃盗犯の捜査に関する事務を掌理し、捜査第三課長を補佐する。
捜査第三課	組織窃盗対策官	
(略)		

2 第3条第4項に規定する組織のうち、宮城県警察少年事件特別捜査隊、宮城県警察航空隊、宮城県警察性犯罪特別捜査隊、宮城県警察機動鑑識隊及び宮城県警察暴力特別捜査隊に隊長を、宮城県警察公安委員会補佐室、宮城県警察取調・監督室、宮城県警察監査室、宮城県警察総合企画室、宮城県警察犯罪被害者支援室、宮城県警察地域指導室、宮城県警察訟務室、宮城県警察地域指導室、宮城県警察情報分析支援室、宮城県警察特殊詐欺対策室、宮城県警察交通事故総合分析室、宮城県警察災害対策室、宮城県警察東京オリンピック・パラリンピック競技大会警備対策室、宮城県警察全国豊かな海づくり大会警備警備対策室及び宮城県警察国際テロリズム対策室に室長を、宮城県警察通訳センター、宮城県警察交通反則通告センター、宮城県警察石巻運転免許センター、宮城県警察古川運転免許センター及び宮城県警察仙南運転免許センターに所長を置き、それぞれ警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

3～5 (略)

6 警察本部の組織に置く警察官以外の職員の職、その職務及びその職に充てる職員は、次表のとおりとする。ただし、本部長が必要がないと認める職については、これを置かないことができる。

2 第3条第4項に規定する組織のうち、宮城県警察少年事件特別捜査隊、宮城県警察航空隊、宮城県警察性犯罪特別捜査隊、宮城県警察機動鑑識隊及び宮城県警察暴力特別捜査隊に隊長を、宮城県警察公安委員会補佐室、宮城県警察取調・監督室、宮城県警察監査室、宮城県警察総合企画室、宮城県警察犯罪被害者支援室、宮城県警察地域指導室、宮城県警察訟務室、宮城県警察地域指導室、宮城県警察情報分析支援室、宮城県警察特殊詐欺対策室、宮城県警察交通事故総合分析室、宮城県警察災害対策室、宮城県警察東京オリンピック・パラリンピック競技大会警備対策室、宮城県警察全国豊かな海づくり大会警備警備対策室及び宮城県警察国際テロリズム対策室に室長を、宮城県警察通訳センター、宮城県警察交通反則通告センター、宮城県警察石巻運転免許センター、宮城県警察古川運転免許センター及び宮城県警察仙南運転免許センターに所長を置き、それぞれ警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

3～5 (略)

6 警察本部の組織に置く警察官以外の職員の職、その職務及びその職に充てる職員は、次表のとおりとする。ただし、本部長が必要がないと認める職については、これを置かないことができる。

組 織	職	職	務	職 員
-----	---	---	---	-----

組 織	職	職	務	職 員
-----	---	---	---	-----

(略)		一般職員
課等	課長補佐 隊長補佐 所長補佐	
(略)		課長等の命を受け、課等の事務を整理し、課長等を補佐する。

7～11 (略)  
 第17条の2 (略) (警察署の職制)  
 第18条 (略)  
 2 警察署には、署長のほか、所要の職を置き、その職務及びその職に充てる職員は、次表のとおりとする。ただし、本部長が必要がないと認める職については、これを置かないことができる。

職	職	階級
	(略)	
課長	上司の命を受け、警察署の課の事務を整理し、部下職員を指揮監督する。	警部 又は 警部補
	_____	
	_____	
	_____	
	_____	
	(略)	

3 前項に掲げる職のほか、必要と認めるときは、次表に掲げる職を置くことができることとし、その職務及び職に充てる職員は次表のとおりとする。

職	職	職務	職員
	署長の命を受け、警察署における警察本部総務部会計課	及び同部装備施設課	

(略)		一般職員
課等	課長補佐 隊長補佐 所長補佐	
(略)		上司の命を受け、課等の事務を整理し、上司を補佐する。

7～11 (略)  
 第17条の2 (略) (警察署の職制)  
 第18条 (略)  
 2 警察署には、署長のほか、所要の職を置き、その職務及びその職に充てる職員は、次表のとおりとする。ただし、本部長が必要がないと認める職については、これを置かないことができる。

職	職	階級
	(略)	
課長	上司の命を受け、警察署の課の事務を整理し、部下職員を指揮監督する。ただし、会計課長にあつては、上司の命を受け、警察署における警察本部警務部警務課(警察職員の給与に関することに限る。)の所掌事務についても整理し、上司を補佐する。	警部 又は 警部補
	_____	
	_____	
	(略)	

3 前項に掲げる職のほか、必要と認めるときは、次表に掲げる職を置くことができることとし、その職務及び職に充てる職員は次表のとおりとする。

職	職	職務	職員
	署長の命を受け、警察署における警察本部総務部会計課	同部装備施設課	

会計官	(施設企画係、管轄係及び管財係に限る。) _____ の所掌事務を鑑括し、署長を補佐する。	一般職員
-----	---	------

4 (略)  
 5 前2項に掲げる職のほか、警察署の組織の必要に応じ、第17条第6項に掲げる職のうち主事から調理員までの職、同条第10項に掲げる職 \_\_\_\_\_ 及び同条第11項に規定する職ごとの主任を置くことができる。  
 6～9 (略)

会計官 副参事	(施設企画係、管轄係及び管財係に限る。) 及び警察本部警務部警務課(警察職員の給与に関することに限る。)の所掌事務を掌理し、署長を補佐する。	一般職員
---------	--	------

4 (略)  
 5 前2項に掲げる職のほか、警察署の組織の必要に応じ、第17条第6項に掲げる職のうち主事から調理員までの職、同条第10項に掲げる職(副参事を除く。)及び同条第11項に規定する職ごとの主任を置くことができる。  
 6～9 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則  
 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第17条第1項の改正規定(捜査第三課の項を加える部分に限る。)は、令和2年3月24日から施行する。

## 収用委員会

- 宮城県収用委員会告示第6号  
 宮城県起業の県道山下停車場線改築工事(宮城県亘理郡山元町山寺字頭無地内から同町山寺字桜木地内まで)に係る土地収用事件(県道山下停車場線2号事件)について、土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第1項の規定により、次のとおり審理を開始する。  
 令和2年3月6日  
 宮 城 県 収 用 委 員 会
- 1 日時 令和2年5月15日(金)午後2時から
- 2 場所 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県 行政庁舎9階 第一会議室
- 3 審理事項 本事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等